

## 随意契約理由書

発注案件名	有楽町総合労働相談コーナーの移転に伴う原状回復工事	要求部署名	総務部
発注（契約）内容	原状回復工事（建築工事、電気工事）		
発注（契約）案件の要求理由	有楽町総合労働相談コーナーにおいては、その立地条件の良さから利用者も多かったこと、また、平成26年3月の新宿南総合労働相談コーナーの閉所にあわせて職員数が増員したことから、以前からその執務室の狭隘解消が課題となっていた。その折、もともと入居している東京交通会館の別フロア（㎡数およそ1.7倍）に空きが出たことから、平成27年1月13日より移転し業務を開始するところである。このことに伴い、現在賃貸借を受けている事務室をオーナーへ返却するため、原状回復工事を実施する必要が発生した。		
契約金額	¥1,446,120	契約年月日	平成26年11月27日
契約業者名及び住所	株式会社東京交通会館 千代田区有楽町二丁目10番1号 東京交通会館11階		
随意契約の理由	有楽町総合労働相談コーナーが入居する東京交通会館ビルの原状回復工事は、「賃貸借契約書」及び「東京交通会館／館内細則（事務所）」により、所有者であり管理会社である上記業者が実施することとなっているため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項		
予定価格及び積算内訳	予定価格	¥1,836,044	
見積書徴収状況	1社（業者指定）		
その他特記事項			